

消防用設備等への新技術の円滑な導入の仕組みについて

令和7年6月25日
消防庁予防課

現行制度（大臣認定制度等による新技術の円滑な導入）

新技術を用いた特殊消防用設備等について、通常の消防用設備等と同等以上の防火安全性を有しているとして総務大臣の認定を受けた場合は、通常の消防用設備等に代えて設置することができるとされており、特殊消防用設備等を設置する防火対象物の所有者等が申請し、登録検定機関等の性能評価を受けて、当該防火対象物単位で総務大臣が認定している。

〈課題〉

特殊消防用設備等については、設置される防火対象物ごとに、その性能を評価するため、性能の検証に関するシミュレーションや実験等が個別に行われる。

このため、消防設備メーカー等にとって大臣認定に係る審査上の負担が大きく、通常の消防用設備等に係る手続きと比較して時間もかかるため、防火対象物の関係者等に対して提案しにくいとの声がある。

検討内容

- 特殊消防用設備等の枠組みにおいて、円滑に新技術を導入するために必要な改善策を検討する。
 - ・ 事業者や消防本部からのヒアリングによるニーズや問題点の把握
 - ・ 特殊消防用設備等を活用しやすくするために有用な方策の検討
(例えば、設備単位での大臣認定、申請手続の合理化など)

部会等を開催し議論を進めていく

特殊消防用設備等の大臣認定について（これまでの実績）

特殊消防用設備等の名称	代えられる消防用設備等	認定件数
複数の総合操作盤を用いた 総合消防防災システム	総合操作盤	10件
インバーター制御ポンプを使用する スプリンクラー設備	スプリンクラー設備	1件
空調配管兼用スプリンクラー設備	スプリンクラー設備	1件
閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備	泡消火設備	10件
閉鎖型水噴霧ヘッドを使用した消火設備	水噴霧消火設備	9件
放射時間を延長した窒素ガス消火設備	不活性ガス消火設備	6件
FK5-1-12を消火剤とする消火設備	ハロゲン化物消火設備	4件
火災温度上昇速度を監視する機能を付加した 防災システム	自動火災報知設備	4件
加圧防煙システム	排煙設備	26件
大空間排煙設備	排煙設備	8件
駐車場排気ダクト兼用排煙設備	排煙設備	1件

※赤字は既に一般基準として規定済み

現行制度（消防用設備等の高性能化等に応じた基準の底上げについて）

不特定多数の者が出入りする特定防火対象物（百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物等）については、常に最新の消防用設備等の技術上の基準に適合することが義務付けられている。（いわゆる特定防火対象物の遡及適用）

〈 課題 〉

消防用設備等の高性能化等が進む一方で、高性能化等した機能を消防法令上の基準に追加し、新築の防火対象物を想定して導入を進めようとした場合、現行制度上、既存の特定防火対象物についても当該基準に適合させることが必要となる。

このため、既存の消防用設備等の改修・更新を行うことが必要となり、技術革新に応じた基準の底上げを行うことのネックとなっている面がある。

検討内容

- ・新築の防火対象物のみ最新基準を適用させることが適当と考えられる内容の整理
- ・既存の防火対象物における大規模改修や用途変更の際の取扱い



部会等を開催し議論を進めていく

消防法第17条第3項

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。

- ②（略）
- ③ 第一項の防火対象物の関係者が、同項の政令若しくはこれに基づく命令又は前項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、特殊の消防用設備等その他の設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）であつて、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該関係者が総務省令で定めるところにより作成する特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画（以下「設備等設置維持計画」という。）に従って設置し、及び維持するものとして、総務大臣の認定を受けたものを用いる場合には、当該消防用設備等（それに代えて当該認定を受けた特殊消防用設備等が用いられるものに限る。）については、前二項の規定は、適用しない。

消防法施行規則第31条の3の2

法第十七条第三項に定める設備等設置維持計画には、次の各号に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 防火対象物の概要に関すること。
- 二 消防用設備等の概要に関すること。
- 三 特殊消防用設備等の性能に関すること。
- 四 特殊消防用設備等の設置方法に関すること。
- 五 特殊消防用設備等の試験の実施に関すること。
- 六 特殊消防用設備等の点検の基準、点検の期間及び点検の結果についての報告の期間に関すること。
- 七 特殊消防用設備等の維持管理に関すること。
- 八 特殊消防用設備等の工事及び整備並びに点検に従事する者に関すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、特殊消防用設備等の設置及び維持に関し必要な事項に関すること。

消防法第17条の2の5

第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際、現に存する同条第一項の防火対象物における消防用設備等（消火器、避難器具その他政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中的同条同項の防火対象物に係る消防用設備等がこれらの規定に適合しないときは、当該消防用設備等については、当該規定は、適用しない。この場合においては、当該消防用設備等の技術上の基準に関する従前の規定を適用する。

② 前項の規定は、消防用設備等で次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。

- 一 第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例を改正する法令による改正（当該政令若しくは命令又は条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する政令若しくは命令又は条例を制定することを含む。）後の当該政令若しくは命令又は条例の規定の適用の際、当該規定に相当する従前の規定に適合していないことにより同条第一項の規定に違反している同条同項の防火対象物における消防用設備等
- 二 工事の着手が第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の後である政令で定める増築、改築又は大規模の修繕若しくは模様替えに係る同条第一項の防火対象物における消防用設備等
- 三 第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定に適合するに至った同条第一項の防火対象物における消防用設備等
- 四 前三号に掲げるもののほか、第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際、現に存する百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物（政令で定めるものに限る。）その他同条第一項の防火対象物で多数の者が出入するものとして政令で定めるもの（以下「特定防火対象物」という。）における消防用設備等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中的特定防火対象物に係る消防用設備等

消防法第17条の3

前条に規定する場合のほか、第十七条第一項の防火対象物の用途が変更されたことにより、当該用途が変更された後の当該防火対象物における消防用設備等がこれに係る同条同項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定に適合しないこととなるときは、当該消防用設備等については、当該規定は、適用しない。この場合においては、当該用途が変更される前の当該防火対象物における消防用設備等の技術上の基準に関する規定を適用する。

② 前項の規定は、消防用設備等で次の各号の一に該当するものについては、適用しない。

- 一 第十七条第一項の防火対象物の用途が変更された際、当該用途が変更される前の当該防火対象物における消防用設備等に係る同条同項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定に適合していないことにより同条第一項の規定に違反している当該防火対象物における消防用設備等
- 二 工事の着手が第十七条第一項の防火対象物の用途の変更の後である政令で定める増築、改築又は大規模の修繕若しくは模様替えに係る当該防火対象物における消防用設備等
- 三 第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定に適合するに至った同条第一項の防火対象物における消防用設備等
- 四 前三号に掲げるもののほか、第十七条第一項の防火対象物の用途が変更され、その変更後の用途が特定防火対象物の用途である場合における当該特定防火対象物における消防用設備等